

淀川水系流域委員会 第10回淀川部会（2001.12.17開催）結果概要

庶務作成

開催日時：2001年12月17日（月） 13:00～17:00

場 所：大阪国際会議場 1003

1 決定事項

- ・次回部会は1月26日（土）13:30～18:00に開催する。
 - 前半2時間（13:30～15:30）：一般からの意見聴取
 - 休憩30分（15:30～16:00）
 - 後半2時間（16:00～18:00）：審議
- ・1/26の意見陳述者の選出スケジュール
 - 一般意見募集締め切り：12/20
 - 一般意見を庶務がとりまとめ、部会委員へ発送：12/28頃
 - 一般意見のなかから各委員の推薦者を決めてもらい、回答頂く：年明け
 - 委員からの回答をもとに部会長と部会長代理が意見陳述頂く方を決定：1月中旬

2 審議の概要

第6回委員会（2001.11.29開催）の報告

検討課題（個別項目）に関する議論～「治水・防災」「利用」等に関する意見交換
主に治水について、基本的な考え方や具体的な方策などに関する意見交換が行われ、河川管理者より「今後関連する資料を提出したい」旨の発言があった。

住民意見の聴取・反映方法について

- ）流域委員会で実施中の一般意見募集についての報告
- ）淀川部会での対応について

部会長から開催日時や意見陳述者の選出方法についての提案があり、「1 決定事項」の通り了承された。

一般からの意見聴取

一般傍聴者1名から発言があり、それに対して委員からの発言があった。

3 主な意見

<流域管理>

- ・ 森林を保全・育成し、豊かな複合樹林帯を形成して川づくりを行っていくべき。今後は

ダムに変わり、森林を治水の主役に置くという方向性も必要である

<連携、パートナーシップ>

- ・ 森林の取り扱いによっては、川に砂が流れ出てきて防災ダムに堆積してしまう。今後、森林の取り扱いについて、農林水産省、林野庁といった機関や森林保有者等の関係者とも協議を行っていくべきだ。

<市民とのコミュニケーション（情報共有、発信、意見聴取など）>

- ・ この流域委員会で決定したことを住民にどうやって周知徹底してゆくべきか。川本来の自然を取り戻すために高水敷に水を走らせるといったような対策は、川のそばに住む住民の理解がなければ成り立たない。

<治水、利用、環境（境界・融合領域）>

- ・ 川を拘束して制御しようとしてきた従来の治水思想は、環境面においても、治水面においても、川の内側と外側との連続性を断ち切り、ひいてはそのことが生態系を破壊し、洪水に対して非常にもろい街を生み出してしまった。川をめぐる生物と洪水、環境と治水の問題の根本的な原因は同じところに端を発しているのではないか。

<治水・防災の方向性、考え方>

- ・ 河川整備計画にそった治水対策をもとで洪水が起こって被害が出たときに、流域の住民がお互いに納得していくためにも、住民を含めた協議会や審議会を設定し、話し合うべきではないのか。
- ・ 具体的な治水や防災について一步踏み込んだ議論を進めていくためには、基本的な全体方針を決めたうえで、問題となっているポイントを列挙し、個別に検討していく必要がある。
- ・ 今後は、都市計画、道路交通、人口配分といったことを考慮して、治水計画を考えてゆかねばならないため、省庁の縦割り方式を改善し、行政の仕組みづくりを改めていく必要がある。
- ・ これまでは200年に1回の豪雨を目標に流量を計算し、一番スムーズに水の流れる河道の形態として、低水路の真ん中を掘って矩形断面にするという計画で工事を進めてきた。しかし、このことによって、川の中で水の流れないドライな部分と水の流れるウエットな部分ができてしまった。この非連続な断面が生態系に深刻な状態をもたらしている。
- ・ 洪水を防ぐために砂を積み重ね堤防をどんどん高くしてきたが、堤防が高くなればなるほど、破堤してしまったときのダメージポテンシャルは大きくなってゆく。また、この高い堤防が街と川の連続性や地域と川のつながりを遮断し、住民の洪水への危機意識を次第に薄めてしまった。この状態は洪水に対して非常にもろい状態である。
- ・ 破堤による壊滅的な洪水を回避することを最低限の目標としたうえで、越水や溢水による浸水被害についてはある程度までは許容し、土地利用や防災対策等の対策で対処してゆく。つまり、壊滅的な被害を回避することと、浸水頻度をできるだけ減らしてゆくこ

とのふたつの目標があり、それぞれについて分けて考えてゆくべきである。そのとき、どちらを優先してゆくべきか、検討する必要がある。都市部においては、破堤による破滅的な被害の回避を優先することに異論はないだろうが、たとえば、浸水被害が多発している上流部の狭窄部のような箇所では、まず浸水被害を減らすことが優先されるのではないかといった意見もある。

- ・ 淀川の自然環境が破壊されたのは、河川公園をつくったことに原因の一端がある。今やらなければいけないことは、淀川に川本来の環境を取り戻すこと、川らしい自然環境を取り戻すことである。治水、利水等を考え、望ましい川の姿が取り戻された後、利用について考えればよいのではないか。利用と利水をはっきりと分けて議論する必要がある。

<洪水>

- ・ 2倍強の最大流量を設定するといったこれまでの川づくりは無理があるため、これからはもう少し現実味を帯びた治水対策を考えなければならない。そのためには我々の生活のスタンスを改めることも大事である。
- ・ 狭窄部の上流地域の浸水を防ぐためには、開削によって川幅を広げる方法ではなく、遊水池の機能を拡充することによって対応すべきではないか。
- ・ 遊水機能の向上という観点から、日本の伝統的な河川工法である霞堤やニセン堤、輪中を組み合わせた対策も考えられる。
- ・ 行政の協力や法律の改正が必要だが、川の外側にもう1つ、洪水時に水が流れる遊水河川部分を公共で押さえるといったことを考えてみてはどうか。
- ・ 洪水被害を低減させるためには、堤防を高くするだけでなく、地上げによって湧水地域を確保する方法や輪中といった手段もありうる
- ・ 洪水時に都市部の地下街やビルの地下に水が流れ込む災害が頻発している。今後は都市化に伴う災害についても真剣に考え対策をしてゆかなくてはならない。
- ・ スーパー堤防の問題点は、コストと、その地域の暮らしや風土の違いをどこまで考慮できるか、といった点にあるだろう。
- ・ スーパー堤防をつくっていくなれば、スーパー堤防とそうでない堤防との格差をできるだけ少なくしなければ、被害が集中する箇所ができてしまうのではないか。

<ソフト面での防災>

- ・ 河川行政と都市計画とが連動していないため、堤防の間際にまで家が建ち、水害の危険性が増大している。この解決のためには、防災グループや住民による避難訓練等のソフトを組み合わせた対策が必要である。
- ・ ダムや堤防といったハード面での治水対策ばかりではなく、農地を遊水池にすれば一時金を出すとか、駐車場の地下に貯水池を作るための補助金を出すといったようなソフト面からの対策を活用していくべき。

<利用の方向性、考え方>

- ・ 「利水」ではなく「利用」という言葉が用いられている。議論が河川の利用面に偏ってしまうので「利水」とした方がよい。
- ・ 災害を遮断する空間等、河川の利用は幅が広いと、流域委員会では幅広い河川の利用方法を検討すればよいと思う。「利水」だけでは扱えない問題もあるので、利用の方向性等を含めて河川整備計画で言及すればよいのでないか。

<生物、生態系>

- ・ 現在の淀川にも、いわゆる生態系といえるものは存在する。しかしそれは、川とは関係のない草や外来種などの生態系である。日本の川らしい草むらができるのが本来の川のあるべき姿と考えている。川のあるべき姿とは、川に水が走って瀬や淵をつくる、高水敷に水が走ってヨシ原をつくる、その水の働きによって自然にできあがるものである。水にやらせるしかない。
- ・ 高水敷に水が流れていないために生態系がだめになったということだが、高水敷に水が流れるよう人為的にダムを操作すれば、河道の構造を変えずとも、生態系はある程度回復するのではないか。
- ・ 冠水頻度の高い高水敷を増やそうとすれば、川の中の断面の修正、修復をすべきである。高水敷に水を流すためにダムの管理能力をパワーアップするのは、結局、川を拘束する従来の河川管理のやり方と同じではないか。
- ・ 治水安全度を確保したうえで、本来の川らしい自然を取り戻すためには、高水敷の切り立った矩形断面構造を斜面にして水際にすりつけ、多様な生物が生存する「水辺」をつくればよい。

<河川形状>

- ・ 高水敷は堤防本体が弱いために作られているが、スーパー堤防にすれば高水敷で堤防を守る必要がなくなり、複断面構造を回避できる。

<その他>

- ・ 早急に治水工事が必要な箇所については、その方向性を決めてゴーサインを出すのも、この流域委員会の役目ではないか。

<方法>

- ・ 河川管理者や住民を含めて、緊急性がある箇所の現状を見ながら検討していくことも大事ではないか。
- ・ 今後の議論を具体的に進めていくためには、モデルケースを設定して、治水、防災、環境にわたるバランスまで考え、本当に実のあるエッセンスを取り出してゆく必要がある。

議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。